

府立学校における緊急事態宣言下（6月1日以降）の部活動について

令和3年5月28日

大阪府教育庁

部活動は原則休止とする。

ただし、次の1又は2の場合に限り、時間を短縮して実施してもよい。

なお、いずれの場合においても、活動にあたっては以下の点に留意すること。

- ・十分な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い活動は行わない。
- ・更衣時の身体的距離を確保するとともに、更衣室の会話を制限する。
- ・登下校時や公式戦会場等への移動時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底する。
- ・練習試合や合同練習は禁止とする。

1 公式な大会やコンクール等への参加及び参加に向けた活動

十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等については、主催者による感染症対策を確認の上、参加することも差し支えない。参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じること。

上記大会等への参加に向けて、学校が必要と判断し、活動を行う場合には、熱中症対策の観点を踏まえ、以下を遵守する。

- (1) 暑熱順化に必要な期間を含め、活動開始を大会等期間の初日から起算して5週間前とし、段階的に活動を行う。

ア 第1段階（活動開始の2週間）

平日1時間以内の活動とする。暑熱順化を意識した活動とし、活動内容は段階的に高めていく。

イ 第2段階（大会直前の3週間）

平日1時間以内、休日3時間以内の活動とする。

「大阪府部活動の在り方に関する方針」に基づき、週当たり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。

なお、前回大会等の終了後、活動のない期間が1か月以上にわたる部活動については、筋力回復に要する期間として、必要に応じて、さらに1週間前（大会期間の初日から起算して6週間前）から平日2日、1時間内で活動してもよい。

- (2) 公式な大会等が終了した場合は、緊急事態宣言下における活動を休止とする。ただし、次の大会等の予定がある場合は、上記によるものとする。

2 公式な大会等がなく4月15日以降活動ができていない文化部（同好会等を含む。）

平日1時間以内の活動とする。